

平成23年12月5日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第7日目）

- 日程第 1 議案第82号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第83号 上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第84号 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第85号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第86号 上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第87号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第88号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第89号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第90号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第91号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第92号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第93号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第13 議案第94号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第95号 天草広域連合規約の一部変更について
- 日程第15 請願・陳情の取り扱いについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子 2 番 何川 雅彦 3 番 田中 辰夫

4 番 須崎 光枝 5 番 宮下 昌子 6 番 西本 輝幸

7 番 高橋 健 8 番 小西 涼司 9 番 田中 豊八

10 番 島田 光久 11 番 川口 望 12 番 田中 万里

13 番 北垣 潮 14 番 園田 一博 15 番 窪田 進市

16番 津留 和子 17番 桑原 千知 18番 渡辺 勝也
19番 田中 勝毅 20番 蔭塚 安親 21番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	総務企画部長	杉田 省吾
市民生活部長		佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長		坂中 孝臣	教育部長	松本 和任
健康福祉部長		橋本 秀雄	会計管理者	杉田 良一
上天草総合病院事務長		松本 精史	水道局長	楠本 金生
総務課長		村上 理一	財政課長	竹下 学

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長補佐	山下 正
参事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の日程は質疑及び委員会付託となっており、議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

なお、質疑の仕方については、議会運営の申し合わせ事項のとおり、同一議題での質疑項目の中、補正予算の議案は各課につき3項目以内、通告をなされていない方は1項目とし、その質疑回数は同一議題3回までと定めてありますので遵守をお願いいたします。また、質疑に対しては自己の意見など一般質問的にならないように御注意をお願いいたします。

日程第1 議案第82号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(堀江 隆臣君) 日程第1、議案第82号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） おはようございます。

上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、二、三点お尋ねしたいと思います。今回の改正は、給付金税額控除第1条についてお尋ねしたいと思います。この条文を読んでもと県内に主たる事業所を有する法人または団体と位置づけはされていますけれども、今まではこの控除というのは位置づけはなかったと思うんです。今度の改正で、9項目ほど指定されて控除されるようになってはいますけれども、県内に事業所を置くとなっているんですが、例えば、市民が県外の事業所に寄附行為をしたときは、もちろん減免に当たらないという解釈をするんです。それと、ほかの自治体がこの条例をどのように決められているのか、ほかの自治体も県内に事業所を置くにしてあるのか、それとも市内に事業所を置くにしてあるのか、その辺がわかっていたらお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） おはようございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの島田議員の質問に対してでございますけれども、これは本来、平成20年度の税改正によりまして取り組むべき課題でございましたが、当市のほうはこの14市の中でも合志市、菊池市、当市を含めまして、その改正をまだ行っておりませんでした。そういう中で今回提案させていただいておりますけれども、まず県内の状況でございますが、市内ではなくて県内に事業所を置いているというところが7市ほどございます。あとは県内と市内という分け方をされている自治体が多いようでございます。当市といたしましては、県内に主たる事業所をという位置づけで今回提案させていただいております。今のよりよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば、上天草に条例を制定する場合に、他市が県内に例えば事業所を置くに指定していないと、市内は――、恐らく宇城市が市内だと思うんですよ、事業所だけに寄附行為ができるとしているところがあると思うんです。その場合に私はどちらがいいかまだ個人的にははっきりわからないんですけれども、例えば、市民が市内の事業所に寄附行為をして減税してもらおう、あるいは市民の人が税の一部を他市に寄附して減免してもらおう。でも、中には、何市かは自分の市だけに寄附した場合に減免する措置になっているところがあると思うんです。委員会でその辺はしっかり議論してもらって結論を出してもらいたいと思います。

もう1点、今度罰則規定が結構出ています。このいろいろな税の申告をされなかった事業所なり個人なりがどれくらいあるのか教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） ただいまの件では、確かに宇城市におかれましては一つだけ県内としておられます。これは所得税法の独立行政法人に対してだけ県内と定めて、あとは宇

城市のほうも本市だけにしておられるようでございます。

それから本市としては先ほど申し上げましたように、県内に主たる事務所を置くという形で上げさせていただきました。それから本市の対象社会福祉法人というのが19団体ほどございまして、市の社協、保育所、児童福祉施設、老人福祉施設、そういう中で本市としては県内の全域という形で今回提案させていただいております。

それと、先ほど申されました不申告は毎年どれくらい発生しているのかということでございますけれども、21年度で381名、22年度で376名、23年度で451名、これは11月末でございますけれども、主に今年度につきましても9月に不申告者に対しましては、申告していただくような働きかけを9月中にやって、800名ほどいたのを400名ほどは改善したという状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、この条例の改正では、今まで罰則金が3万円だったのを10万円に値上げするような改定だと思うんですけれども、今の時点で、この不申告の人たちに罰則で例えば規定を適用したとかいうのはあるのか、ないのか。それと政治献金も該当するのか。それとあと1点です。ここで所得税控除をするでしょう。これは例えば国保税とか、ほかの加算していく数値にこれが減額した形でされるのか、されないのか、その3点を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 今までは不申告者に対しての罰則と申しますか、本市のほうではたばこ税の不申告者に対して、申告いただいた中では22年度に2件ほどあったと。これは昨年の10月1日にたばこ料金改定による手持ち品の課税に対して、そういうのを行っております。これは同一事業所に対して国、県、市それぞれが徴収したということで、本市では徴収額が2,300円ほどございました。それと、現在におきましては、先ほど申しあげました不申告者に対して、例えば市民、県民税等に対しましては行っておりません。他市の14市を確認した中でも過料を現在まで取っているところもないような状況でございます。

政治献金につきましては、所得税法上はありますけれども、ほかについては今のところないようでございます。

国保につきましては、これは国保税のほうと兼ね合いが違ってまいりますので、そういう状況でないということで御理解いただければと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 次に12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） おはようございます。12番、田中です。議案第82号について質疑を行いたいと思います。先ほどの島田議員の質問と重複する点もございしますが、先ほど市民生活部長が答弁された中で、本来なら平成20年度に改正されたときに、本市においても条例を変えておかなければならなかったと、その分も含めて現在になったという部分で、その点について、何ゆえに今になったのかという点と、同時に今回、認定NPO法人の許可制が緩和さ

れて、多分その点の通達も国より来ているのではないかと思うんです。その部分でも寄附規定が、認定NPOについての部分が変わりました。それで、その点についても変わった部分で自治体独自に条例で定めて、寄附行為等がしやすい整備をしようというのもうたわれていると思うんです。その部分について、まちづくり等を推進する上で国もそういうふうに改正したと思うんですが、その部分について、今どれだけ当市においては進めているかをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 先ほど申しあげました点も含めてでございますけれども、今回に至った理由といいますのは、以前の状況を聞いてみたんですが、明確には不明でありますけれども、市内に該当する事業所が少なく影響がなかったためではないかと推測される状況でございます。先ほど申しあげましたように、当市には社会福祉法人として19団体が該当する状況でございます。

それと県内で考えますと686団体ありまして、その大部分が社会福祉法人552団体、学校法人が126団体でありまして、当市のほうはその中で先ほど申しあげました社会福祉団体の19団体という状況でございます。

今回の改正によって今までなかった分、先ほど申されましたNPO法人に対する寄附金が都道府県市町村が条例で指定したものをできるという形になったところが大きな改正点でございます。このことにつきましては、私たちとしましても状況を確認しながら、検討しながら、市町村独自で指定するという形になってまいりますので、考えさせていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） この部分については、要するに、平成20年度に本来ならやらなければならなかったことが現在になって、今やっと追いついたみたいな感じで、やはり今から自治体もお互いが競争だと思うんですよ。いろいろなサービスにしろ、どうやって生き残るか。その部分で先ほど言われたように、認定NPOについて国のほうもそういうふうに自治体において条例で定めることができるようになりました。それで、この認定NPOについての改善された部分というのは、実はあれは都会をモデルにして改善されているので、田舎に対しては非常に厳しい部分もございます。というのが、例えば3,000円の100人以上とか、いろいろ細かい部分がありますが、あれはどうしても東京とか大都市を基準にあちらのほうで考えて、それを地方におろしてきた部分がございますので、今、三重県とか、ほかの小さい自治体では独自の条例を定めるような準備をしているところもございますので、この上天草市も、これからいかに市民と協働でまちづくりをするか、あるいは市外からのお金をどうやって引っ張ってくるかがいろいろな課題になると思うので、その辺を条例で定めれば、すごくやりやすい状況にもなると思いますので、どうかその辺は市民生活部だけではなく、総務課とか、条例を定める部署でも検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第83号 上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、議案第83号、上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 議案第83号についてお尋ねします。この条例で重点整備地区内というのは、上天草市で現時点でどこが入っているのか、そして数がどれくらいあるか、まずそれを教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） ただいまの質問に対してでございますが、これは平成2年の6月に熊本県において取りまとめられました総合保養地域の整備に関する基本構想でございまして、重点整備地区が指定してあるということです。上天草市内の重点整備地区は大矢野三角地区において、登立上地区の一部、これは面積で1,906ヘクタールでございます。それから、五橋地区において大矢野町、中地区の一部と、松島、合津、今泉の一部、有明町の一部という中で、面積で1,030ヘクタールでございます。それから、上天草地区において姫戸町の姫浦、二間戸地区の一部、龍ヶ岳町、高戸、樋島地区の一部、面積で878ヘクタールとなっている状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 4地区にある程度指定されているんですけども、指定されてその後、例えば、されたところは3年間は減免があるとか、税率が挙げられているんですけども、そこで建物を建てて、この条例にのっとってされているというのはありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 現在減免措置をやっているのかということでは、合併後におきましては減免措置はありません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、例えば整備地区を指定されていて、現時点今の土地はそのままになっているのか。減免はされていない、その土地にやかたを建てないと減免できないような仕組みの条例ですか、解釈の仕方がですね。だから、そこに建物をつくられて何だかされたら、この条文の減免措置が発生すると理解してよろしいんですか。

- 議長（堀江 隆臣君） 最後ですけれどもよろしいですか。
- 10番（島田 光久君） はい、いいです。
- 議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。
- 市民生活部長（佐伯 秀昭君） 今の対象施設といたしましては、民間事業者によるスポーツ、レクリエーションの施設、それから教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、交通施設等の固定資産税を減免という状況でございまして、今おっしゃいましたように、建物をつくられたときに減免措置ができるという条文だと考えているところでございます。
- 議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑はございませんか。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。
-

日程第3 議案第84号 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について

- 議長（堀江 隆臣君） 日程第3、議案第84号、上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。
本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。
まず、15番、窪田進市君。
- 15番（窪田 進市君） 条例制定につきまして、この30ページの説明書の中にあります設置の目的、あるいは子育て支援と、非常に目的は大事なものだと思います。したがって、この制定をされまして、その後、これが稼働するようになると思いますけれども、大卒についてこのこども未来館というのはどういうものになるのか、まずその付近をお尋ねしたいと思います。
- 議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（橋本 秀雄君） こども未来館の事業は主に三つの事業を柱としております。一つは子育て支援事業、二つ目は子ども療育支援事業、三つ目はおもちゃ、図書館事業でございます。
- 子育て支援事業は、保育園に行っていない親子の家庭保育をする家庭の支援を行います。子ども療育支援事業は、心身に不安や心配のある未就学児に日常的な療育や適切な指導、訓練等を実施して、障がいの軽減とその家族の悩みなどの相談に応じる事業です。おもちゃ図書館は、おもちゃを通して子ども同士が遊び場あるいは交流できる場として設置するものです。また家でも遊ぶことができますように、おもちゃの貸し出しをするという事業でございます。
- 特に未来館の大きな事業として、上天草市は、ほかの市のように障がい児を受け入れる地域療育センター等の施設を有していない状況にあります。これらの施設がないために心身に障がいを

有する子どもや保護者に対する日常的な療育や相談等が充実していない状況にあります。今後はこの施設を拠点として、療育活動を通じて障がいの軽減と、その家族、関係する方々の悩みや相談に応じる支援を講じていきたいというのがこの主な事業でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 子どもに関する相談とか療育支援というような、重大なことだと思います。この条文の中にありますように、そういった子どもに関する相談機能とか、あるいは療育支援というのは、そういった知識とか経験、学識がなければならないと思いますし、そして今度は合津のほうに施設の跡地利用ということでなされるということですので、今後そういったものには、まず人的な予算が必要であると思いますし、施設についても、そういう子どもの支援に対する施設が必要だと思いますけれども、発足することに当たりまして、そういった予算の目安はどういうものを描いておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 予算につきましては今回の補正で303万5,000円をお願いしております。内容といたしましては、部屋を子どもが利用しやすいように間仕切るようなトライウォールの購入と、新しく名称が変わりますので、その看板代、また子どものトイレが必要となりますので2カ所の改修をしたいと。また子どもが外でいろいろ遊ぶ関係でシャワー室を設置したいと、それに伴って湯沸かし器とかがありませんので、そういったものを設置すると。それから、障がい児に対応するということですので、作業療養の遊具関係を入れたいと考えております。これらが総額で303万5,000円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今後はそういったのも含めて人件費あたりもかなり要るのではないかと思います。特に学校の統廃合が進む中で、このことについては、どこの地域も関心が出てくるのではないかと思いますけれども、そういった人件費、それに相当する職員を雇用することになりますし、これについては、これは直営であるのか、そしてこの条例が制定されますとなれば、来春から施設の開所があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） ここの人件費、対応するのは今の保育所の職員2名でありまして、それに嘱託職員1名、合計3人に対応したいと考えております。特に健康福祉部におきましては、保健師あるいは看護師あたりを有しておりますので、そういったいろいろな相談とか療育問題については特に専門を有する職員がおりますので、そういった福祉課あるいは保健センターから通所という形で、その状況に応じて対応するということになるかと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 次に10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 今の窪田議員の質疑とかぶるところもありますけれども、例えば来年の4月から開始するとした場合に、やはり専門職がいないと、なかなか厳しいんではないか

と私は思うんですよ。この施設に来られる人の悩みは相当、いろいろ複雑だと思うんです。だから、この施設を福祉事務所的な、例えばいろいろな相談も乗って解決に向けたり、支援だとかいっぱい出てくると思うんですよ。私は普通の保母さんというより専門職員を、ある程度知識を得て解決に向けたりとか、相当レベルの高い専門職を配置すべきではないかと思うんですけれども、先ほどの答弁では、保育士を二人と嘱託一人という答弁があったんですが、障がい者の子どもたちが保育園に行けなかったり、一部学校に行けなかったりとかいろいろな相談があると思うんですよ。その辺をもうちょっとレベルアップできるような体制づくりが必要ではないかと思うんですけれども、この未来館の位置づけ、その辺はどのように考えてされますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） まず、施設の常勤職員は、先ほど話しましたように保育士2名と嘱託職員1名の合計3名を当てると。保育士が療育相談員として現在研修を積んでおります。4月の開所後、すぐに天草地域療育センター並みの機能を発揮できるとは考えていません。そのため、市の保健師あるいは看護師のほか、天草圏域の専門職員がおりますので、現在もそういった対応をしておりますので、そういった方々の支援も受けながら、徐々に職員のレベルアップを図っていきたいと考えておりますので、そういうのに対応した教育というものを進めていくという考えがございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） そして例えばこの施設で利用されるお母さんと子どもたち、恐らく一人では来られないと思うんですよ。子どもたちを連れてこの施設に来て、相談なりで半日か1日過ごすような施設ではないかと思うんですけれども、この場合、市外から市内に勤務してきている人もいると思うんですが、そういう市外の方は、この条例では利用できないように読み取れるんですけれども、その点と、障がい者の子どもたちは小学生になっても、例えば18歳になっても、幼稚園児みたいな精神的な子どももたくさんいます。その辺の年齢的な利用というのは、この条例では見えないんですけれども、どのようになされていけますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 上天草市以外からの利用につきましては、条例では上天草市に居住する者及びその家族としております。現実には他の市町村から仕事等で通勤されている方もおられるかと思っておりますので、条文の中に、その他市長が適当と認めた場合はいいというような状況がありますので、その人たちの状況を見ながら市外からおいでいただく方に対しては柔軟に対応をしていきたいと思っております。

それから年齢ですけれども、これはこども未来館としておりますので、あえて条例には年齢は何歳までという表現はしておりません。基本的には子育てと早期の療育を目的としておりますので、就学前の子どもを対象としております。小中学校には特別支援学級がありまして、療育専門の先生もいますし、また保護者の依頼によりまして療育相談員なども関係機関から要請することができますので、小中学校ではいろいろなものが対応できますので、そのようなことから考えます

と、就学前の子どもが対象になるのかなと思っております。

しかし、いろいろな市民の方たちが悩みとかいろいろ持っておられますので、当然、幅広く対応していきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 現在、そういう就学前の子どもたちを持っている保護者の方、恐らく松橋とか本渡市内に療育の施設が結構充実されていますので、相談に結構行かれていますと思うんです。場所によってはリハビリも含めたり、医療とかしている施設もいっぱいあります。今後、ここが開館した場合に、その子と家族が他市に行かなくても済むような形の方策も必要だと思うんです。例えば、松橋に相談に行かれる方が月1回行くにしても、ほかの日はここで同じような相談とか、遊びの中でリハビリをすとかできたらいいなと思っておりますので、この中にリハビリとかそういうものができたらいいなと思うんですけれども、そういう計画はないのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 市の乳幼児健診、また保育所において保健師による聞き取り調査を行いましたところ、何らかの異常が見られるという子どもが年間に150人ほどおりました。その中で心理面にフォローが必要とされる子どもは病院等で受診とか相談を受けますけれども、そういった方がたくさんおられると。本市にはこれまでそういったことが対応できる施設がありませんので、松橋や天草市の療育センターなどに行って、療育の相談やそういった訓練、リハビリを受けておられるのが現在の状況でございます。

今後はこの施設が子育てに悩む保護者や療育に関する上天草市の拠点施設になりますので、当然議員が言われるように、子どものリハビリあるいは機能訓練、そういったものを取り入れて早期にそういった回復といいますか、まだ発達過程の状況の子どもですので、なるだけそういったお役に立ちたいと考えている状況でございます。

また、信頼が得られれば利用は高まると私は今考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

11番、川口君。

○11番（川口 望君） 済みません、通告はしておりませんが、お尋ねしたいと思います。

この来年の4月からの運営に当たって人件費を、先ほど質問が出たと思うんですけれども、金額のほうは出ていませんでしたので、それが1点と、今後利用者のニーズを高めるに当たっては、この5条の1番の休日、日曜日及び土曜日、それと夕方あたりの利用のニーズが物すごく高いと思うんですけれども、そこらあたりの休日を条例として載せてありますけれども、ニーズとしてはその日にちと時間帯が一番多いと思います。ほかの自治体の運営状況というのは市の直営でや

っているのか、それとも指定管理でやっているのか、そこらへんの情報がわかればお聞きしたい
と思います。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） まず人件費につきましては、今言いましたように職員が2名
ですので、まだ職員をだれにするということは決めておりませんので――、職員の人件費も必
要ですか。

○11番（川口 望君） それを聞きました。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） そうしますと――。

○11番（川口 望君） 人件費を含めた運営費は、来年度の予算的にはどのくらいで考えて
おられますか。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 運営費そのものは大体400万円程度で済まないかと思ってい
ます。これは光熱費とかいろいろな――。

○11番（川口 望君） 人件費以外ですよね。人件費を含めた上ではどのくらいですか。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 嘱託職員につきましては、おおむね400万円程度かなと考えて
おります。

それから土日、夕方のことでありますけれども、当初私たちも土日、夕方をどうするかという
ことで大分協議いたしました。ただ、対象者の方は親子でおいでになります。ですから、当面は
そういった状況を見ながら、親子で来ますものですから、特にそれで対応できるのかなど。よそ
の市を見ても大体月曜日から金曜日あたりにされているところも多くございます。そういうこと
で、まずは職員が二人というところがございますので、そういうことで対応していきたいと思っ
ております。

それから、指定管理者かどうかという問題ですけれども、民間でやっている市もありますし、
あるいは市がいろいろなところに委託しているところがあります。しかし、私たちの考え方は、
この上天草市そのものにもこういった療育を支援するようなセンターがありませんので、まずは
直営でやって、そして対応していこうということでございます。

また、これが初めての施設でございますので、果たしてどのくらいの人たちが来るんだろうか
とか、いろいろな少人数経営的なこともありますし、特に市のほうは先ほど言いましたように、
保健師とか保育士、看護師とかそういう専門的な人材を有しておりますので、ある程度対応でき
ると思っておりますので、まずは直営でやっていこうという考え方であります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 川口君。

○11番（川口 望君） この施設そのものは、この市にとっても物すごく必要性があると思
います。ただ、本当にニーズについては利用に関することについては、文教厚生の方でまた
1回この条例内容はもんでいただいて、特に休館日に関することについてはもっと審議を深め
ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第85号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第85号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 通告していないので1点だけお聞きしたいと思います。留年とかして1年、2年延びる場合があると思うんですよ。その場合はこの奨学金制度は該当するんですか。特に大学院だったら1年、2年延びているのは結構いるみたいな感じがします。留年ですね、在籍で残る場合です。今、結構あると思うんです。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 私もその辺は事例としては把握しておりませんが、在籍があれば該当するものと考えますが、過去の例等については今後調べてから、議員のほうに直接回答させていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば3年間で卒業しなかったり、5年間で卒業しなかったり、また大学院の場合はそれが1年、2年延びる場合も結構あると思うんです。だから在籍していれば奨学金制度は使われると解釈していいんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） そうですね。在籍している間は該当するものと私は考えます。

○10番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第86号 上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、議案第86号、上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） 説明、条例の提案が34ページにあります。ですから、この提案の理由もスポーツ振興法の全部改正に伴い、関係規定を整備するということですのでわかりますけれども、ちょっと内容的に知りたいと思います。ですから、スポーツ振興法、あるいは基本法がもう30年も、あるいは60年まで、今までずっとそのままありましたと。今度新たに振興法と法律で変わっていくということで、スポーツに関してはいろいろ、競技スポーツあるいは普及スポーツとありますけれども、その差がやはり各国とも違いますし、新たにスポーツを發展させていこうという指針として私は解釈しますが、そのあたりも今後そういう改正によってどういう方向性になるのか、そして私たちの市にとってもスポーツがどのような形が変わっていくのか、概要で結構ですから、法律の中身でなくても結構ですのでお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） それでは、初めにスポーツ基本法が制定された経緯と趣旨について説明します。

スポーツ振興法は昭和36年に制定され、50年が経過しております。この間、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに地域におけるスポーツクラブの成長や競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化などスポーツをめぐる状況は大きく変化しております。こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律としてスポーツ基本法が施行されたところでございます。この法律はスポーツに関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としております。

このたびスポーツ基本法で大きく変わった点は、まず、スポーツの果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツに関する施策を国家戦略として位置づけ、スポーツを国の政策の重要課題として推進することとされたことです。

また、次にスポーツに関する8項目の基本理念が定められました。その一つを要約すると、スポーツは国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならないとなっております。また、スポーツに関し、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定められております。地方公共団体の責務としては基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。

そのほか、旧法では13項目だった基本的施策が19項目に改定されたことなどが挙げられま

す。

この法律の改正により、本市のスポーツ振興審議会がスポーツ推進審議会に、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が変更することになりますが、スポーツ推進審議会の役割には変わりはありません。スポーツ推進委員の職務にはスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整が新たに加えられたところでございます。

教育委員会では国のスポーツ基本計画や県のスポーツ推進計画を参酌し、策定した上天草市スポーツ推進計画に沿って今後スポーツの推進に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今後、特に国あたりからもそういった指針が出されて、私たちの行政でもそれに沿った取り組みがなされるということで期待するわけですが、単純に考えますとスポーツの振興が推進に変わったという文言のことだけではなくて、今後いろいろなスポーツに関しても、そういうものに取り組んでいく必要があるかと思えます。

そこで、今まで体育指導委員の方々がいろいろな方向性も審議しながら定めていますが、現在の体育指導委員は何名ぐらいになるのか、今後も役割は変わらないということですが、そのあたりもお尋ねいたしたいと思えます。そして指導委員あたりは非常に地域のスポーツの方向性を考える方々で、大変貴重な意見を持っておられますが、年間どういう形で審議会とか指導委員会議がなされているのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 現在、今までの体育指導委員、スポーツ推進委員は24名おります。不在のところが湯島だけで、あとは旧村、言わば松島町でいったら教良木とか阿村、そういったところに万遍なく配置されているような状況です。

それとスポーツ推進委員の職務でございますが、先ほど申しましたとおりスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整という項目が加えられております。ですから、今までは指導的な立場でございましたが、今後は推進のほうに少しシフトしていただくような内容に変更されております。スポーツ推進委員につきましては年間数回の会議と、また今週の土曜日からですか、あちこちの研修にも出かけており、その技術及びそれぞれの連絡網等、連絡調整を図っているような状況です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 24名の方の指導委員は地区割りということはないわけでしょうけれども、今、湯島を除いてということでありましたが、今後そういったことにつきましては全体的なものを見張って検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第87号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議案第87号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 1点だけお尋ねしたいと思うんですけれども、この条例改正は牟田小学校の体育館を市の体育施設として追加する条例改正でありますけれども、この牟田小の体育館の耐震状況はどうなっているのか、今後どういう計画があるのか。それと管理体制はどのような形で管理されていくのか、その2点だけ教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） お答えします。耐震については統合する学校ということで、教育委員会の学務課の係では今のところしておりません。今後耐震の調査をして、もしそれに対して補強が必要になった場合、市の管理する社会体育施設として果たして投資に見合うだけの利用があるか、そこら辺も踏まえたところで今後検討すべきかと思えます。

管理状況につきましては、今まで学務課で管理しておりましたが、これがすべて社会教育課の管理に今後移っていきます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、利用しながら耐震調査をして、その後どういう対応をするかこれからと解釈していいんですか、するかしらないかを含めてですね。

それと例えば利用する場合、恐らく集落、地区の人が利用することが多いと思うんですけれども、例えばかぎの管理などは、松島なのか、姫戸庁舎に置くのか、距離的には変わらないと思うんですけれども、その辺の対応はどうなってきますか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 現在の利用状況は牟田の1団体のみでございまして、今後かぎの管理等については、ほかに利用の申し出等がないならば、牟田の区長さんなり公民館の関係の方たちに、かぎの管理はお願いしたほうが便宜が図られるのではないかと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第88号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、議案第88号、平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 予算書の15ページです。介護基盤緊急整備事業補助金750万円について、これは県の補助金になりますので、一般財源ではないのであれなんですけれども、具体的な内容及び補助対象、詳細についてお聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） これは介護基盤緊急整備事業補助金でありまして、県から750万円の補助を受けるものでございます。これは高齢者を支援するために公民館等の施設を使用して介護予防事業を実施している施設が対象でございます。トイレの改修、あるいは玄関の改修、手すりの改修とか、そういったバリアフリー化をするための事業でございまして、事業費は全額750万円、100%の補助でございます。

使い道ですけれども、あくまでもそういったバリアフリー化を目的としたものでございますので、備品類の購入とか、壁の改修とか、そういったものには該当いたしません。これが内容でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 自分なりに解釈すると、あっぷあっぷサロンとか介護予防をされている会場のバリアフリー化に対しての補助金と。ではそれに対しての募集も多分今からだろうし、実際こういうところはちょっと不便だなという箇所の把握とか、そういうのはされておられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 実はこの事業につきましては9月の補正で1回行いまして、龍ヶ岳、それから姫戸地区の4カ所を実施いたしました。その後、議員の皆さんからもできないかという要望もございましたので、再度県のほうと相談をいたしましたところ、幸い採択していただきましたので、今回は大矢野地区を2カ所ほど対応していきたいと思っております。社会教育課のほうに要望は出ておりますけれども、そこと連携したところで対応するわけですが、いわゆる公募をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 次に行きます。災害時要支援者等地域支え合い体制づくり事業補助金1,800万円、これに関しましても具体的な内容及び補助対象詳細についてお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○**健康福祉部長（橋本 秀雄君）** この事業は熊本県地域支え合い体制づくり事業補助金を活用しまして、災害時等における要援護者を地域住民によって安全な場所へ避難させるという対策でございます。まず避難所を指定しまして、そこに備蓄倉庫を設置し、災害時に必要とされる備品あるいは消耗品を設置しまして、要援護者に対する支援体制を構築するという事業でございます。

避難場所としましては、指定するというのは要援護者に配慮した社会福祉施設を充てる計画でございます。これも県補助金でございます。1,800万円が対象の補助ですけれども、これも全額補助であります。それを使いまして対応していきたいと考えております。中身的には備品購入費が主ですけれども、施設のまず旧町ごとの4カ所、その4カ所の社会福祉施設に対しまして、その一角に備蓄倉庫を設置いたしまして、投光器、車いす、発電機、そういったものを金額的にすれば1,142万円。それから消毒代など、毛布とかいろいろな物が必要となりますので、そういった消耗品が255万円。それから今、総務課が実施しております防災ハザードマップというのも対象になりますので、これも一般財源でするよりもこちらのほうで対応できるということですので、それも合わせて1,800万円ということで対応していきたいと考えております。

○**議長（堀江 隆臣君）** 高橋君。

○**7番（高橋 健君）** 解釈するなれば、今災害時における備品の備蓄場所の制定、それを旧4町の1カ所ずつすると。今までも多分あるはずなんでしょうけれども、現状というのはどれぐらい、実際毛布あたりは何枚ぐらい旧町単位で持っているのかとか、そういうのを把握はされておられますか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 健康福祉部長。

○**健康福祉部長（橋本 秀雄君）** これにつきましては、実は皆さんも御存じのように、社会福祉協議会では小地域ネットワークで要援護者を洗い出して、それを支援していこうという対応が出ております。現在小地域ネットワークは58行政区で41カ所、対象者が636人の要援護者が指定されております。社会福祉協議会のほうはそういった人たちを安全な場所へ避難させようという計画でございますので、市としましてはそういった人たちをどこに避難させるかと、災害の時にはいろいろあると思います。例えば大雨、台風、あるいは地震によって津波が発生したとか、これはハザードマップで決めていくわけですけれども、そういった災害弱者といわれる方たちは、体が一般の人よりも弱い人が多くございますので、なるべく福祉施設に行こうということでございます。その内容はいろいろ明細をつくっております。ここで説明いたしますと大分時間がかかりますので、後ほど資料を出しますので、これでよろしいでしょうか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 高橋君。

○**7番（高橋 健君）** 最後にします。では今の答弁からいきますと、災害時に要支援を受けなければならない方々のための備品と解釈したほうがいいのかと思います。それ以外にも恐らく大規模災害になったときに米とか水とかそういう形でされていると記憶しておりますけれども、実際に災害にあったときに一般の方々が毛布だとか、そういうのはどれぐらい把握して

いるのかというのを最初に聞いたかったですけれども、それは答えられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） そうですね、今おっしゃるように明細は詳しく書いてあります。いろいろな消耗品関係も買いたいと思っています。ただ今言いましたように、あくまでも考え方は要援護者を助けていく推進委員というのが761名というのがあります。これは地域住民でございます。ですから、当然皆さんたちは災害のときは行動されますので、そういった人たちも何かあったときには利用できるものをと考えております。これでよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） それでは予算書の40ページからお尋ねしたいと思います、教育費の需用費ということで、施設の中で120万円、これは小学校費があります。あわせて聞きます。41ページに同じように中学校の委託費が同じく96万円とありますので、このことについて内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） お答えいたします。今の件は学校環境整備基本調査委託料についての御質問でございます。この内容としましては、上天草市内の小学校が12校ございますが、このうちの10校と、中学校8校、この18校について現在の電気設備の配置状況や機械器具等の調査点検を行うものでございます。その結果は節電対策の検討資料としての活用や、学校運営に支障を来たしかねない老朽化した設備による突然の故障や火災を予防回避し、今後計画的に維持補修等ができるように、この調査をするものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） これは学校環境整備基本調査委託料という――。電気だけのそういった調査なんですか。そしてその学校環境整備というのが、これは何か補助金があるからこういう文言になるのか、学校環境といえはいろいろな施設があったり、いろいろなものがあるから、これは統廃合に関係するのかなと思いましたが、その付近もお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 特に補助金等はございません。名称については確におっしゃるとおり中身等、この名称から感じるところが違うかと思えますが、内容といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、電気設備のチェック、点検を行う事業です。おおむね1校当たり12万円程度で予算をお願いしております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） そして、たまたまこれは定期的に電気関係を点検する、調査する、整備するという時期が来たから委託してするということですか。その必要性というのが――、一つです。

第2点は、施設の11需用費の868万7,000円の減額、このことについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） この需要費の減額ですか。これは教師の指導用の書籍の購入が、今年中学校について改定がございますので購入するわけですが、当初全校の43校にすべて買うようにしていたものを指導書や資材等、それぞれ見直して分割したようなことで、ここの868万7,000円減額となっております。このうちの節の18です。備品購入費の237万4,000円というものの中から備品として購入したが、いいものがありはしないかということで中学校用器具費のほうに移したりしたものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 41ページの中に今回の補正減額22万5,000円とありますが、今の需用費が868万7,000円不用になりましたので、今度はその中身については環境整備基本とか、あるいはそのほかに充てたという感じになりますけれども、全体的には減額けれども金が減額になったから、この環境調査をやるかということになったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 不用額が発生したからこの学校環境を始めたということではございません。ただ、学校環境関係では従来突発的な事故等で、予備費等で流用して修繕したりなんかも発生しております。それにあわせて、今度九電関係から節電も学校施設にも求められておりますので、その辺を踏まえたところで補正ではどうかと思ったんですが、今回計上させていただきました。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 次をお尋ねしたいと思います。同じ40ページに工事請負費290万7,000円、維和中学校特別支援学級改修工事とあります。これはいろいろなそういった特別支援を必要とする立場になっての改修とあります。そういった義務的にやらなければならないわけでしょうけれども、これにはまず、そういったものについての県の助成があるのか、そして特別支援の290万7,000円というのはどういう改修なのか、あるいは設備等が含まれているだろうと思いますが、その付近をお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） この改修事業そのものについては補助金はございません。内容としましては維和中学校に今度特別支援学級を新設するためのものでございます。既存の会議室

を改修して部屋をつくるわけでございます。

内容としましては、畳敷きの部屋を改装して、会議室というか休憩室のような場所がございましたものですから、その部屋を改装し畳をフローリングにかえます。それと、障がい者施設のためにスロープ等の設置をしたり、トイレの洋式化を実施するものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） それは助成金はないと、市単独でするわけでしょうけれども、それに対してのこういった支援をする場合には設備をこういう形でしなければならないとか、そういうものがあるんですか。今ちょうど学校の統廃合もありますし、必要なものは必要なものでこういうものやっつけていかなければなりませんけれども、最低限は不自由しないように、ある場合はそのものがまた変わってくれば、投資したものが無駄になればということですので、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 小学校の状況を御存じかと思いますが、特別支援学級に充てるような余っている教室がございません。その相談室のような部屋のみしかございませんので、ちょっとそこも手狭で面積的にも8畳間ぐらいあるのでしょうか。これは統廃合の話もございませぬが、たとえ近々統廃合するにしても、しなければならない施設ということで御了解いただきたいと思ひます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは25ページ、まず社会福祉総務費で災害時要援護者避難支援計画ですけれども、これは県の補助金かと思ひますが、モデル事業ということで多分23年度の1年間ということで、これは社会福祉施設となっているんだと思うんですが、その社会福祉施設というのがどこかというのと、私もいろいろ調べてみましたら1事業あたり450万円以内だったですか、どこかに書いてあったように思ひましたが、少し説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） この補助事業名は災害時要援護者地域支え合い事業といひまして、本年度、上天草で初めての事業の採択を受けるわけですけれども、これにつきての議員さんの質問の内容はまず、福祉施設はどこかということでしたけれども、大矢野地区が老人福祉センターでございませぬ。それから松島が和光園を予定してございませぬ。姫戸町は翔洋苑がいいのか、あるいは今の姫戸町の老人福祉センターがいいのか、といひますのは職員がいるところがやはりいいのではないかという考え方がありますので、どちらがいいのかなということで今考えている最中ではございませぬ。龍ヶ岳町が龍ヶ岳の大道にあります老人福祉センターを今考えているところでございませぬ。

この事業がモデル事業としてですけれども、今後どうなるかということは、まだそのところまで考えてございませぬけれども、ただ市としましては、この事業は非常に今、小地域ネットワークがふえてきてございませぬので、これをどうしても充実させる必要がありますので、よければ継続

して県のほうにもお願いしていきたいと考えているところでございます。特にことしは1,800万円という多額の補助がつかましたし、この使途につきましては、それぞれ市の裁量に任せてありますので、ですから対応できると思います。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 旧4町で4カ所ということだと思いますが、つまり災害があったときに地域の方たち、例えば家庭で介護しておられる方とかもいらっしゃると思うんですが、そういう方たちが災害に遭ったときに、例えば大矢野でいえば老人福祉センターに避難できる体制というか、そういうことですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 避難場所が一番近いところがいいという考えも持っているわけですが、ただ、考え方は災害弱者と呼ばれる方たちを避難場所へ避難させた場合、どうフォローするかという問題が出てきますので、やはり場所によっては遠くなるかとは思いますが、しかしそういったところに避難させますといろいろな施設が整っておりますので、そういうほうがいいのかと考えると、福祉施設ということは今考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 要援護者ということですから、さまざまな支援が必要な方たちを災害があったときということですが、とりあえず今は4カ所ですが、地域が広いところというのは、なかなかそこまで遠い人もありますので、これは広げていかなければいけないことではないかと思えます。とりあえずはスタートということで、その準備にかかる費用ということで、一応1年間の事業ということではありますが、ぜひ今後は県にもまた要請して続けていきたいということで理解していいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） おっしゃいますように、今特に災害に対しては市民の皆さんたちも敏感でございますので、そうした社協あたりも小地域ネットワークを全177区に広げるとことで一生懸命努力をされております。市といたしましても、そういう組織が設置されますと、それに応じた受け入れ先というのを整備していく必要があります。そういった観点から今後も県のほうに相談をしていきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。それでは次の28ページ、29ページ、これは児童措置費ですけれども、地域支え合い体制づくりですね。これも県の補助金だと思いますが、地域支え合い体制づくりということで、これもモデル的な助成ということで書いてあるんですが、自治体とか住民組織、NPO、福祉サービス事業者などとの協働ということで書いてありますが、このことも少し説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 実はこの事業につきましては、先ほど話をしましたように、こども未来館を来年の4月1日からオープンするというございますので、そこの施設を整備する必要があります。そういうところから何か補助はないかということで探しましたところ、地域支え合い体制づくり事業の補助金があるということで、これが100万円ずつということございましたので、それを活用しようということで、県のほうにお願いしたところございます。その事業費そのものは303万5,000円になります。

中身は部屋を子どもが利用しやすいようにする、間仕切るトライウォールの購入と看板代、合わせて10万円、それから工事請負費として子ども用のトイレの改修が2カ所、そして子どものシャワー関係の取り付け、その湯沸かし器あたりが合計の190万円、それから工事設計委託料が30万円、それから療育用の遊具が73万5,000円、そういった内訳でお願いをしているところございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） こども未来館の整備ということですね、わかりました。

次に36ページですが、ふるさとハローワーク設置ということで、3件、合計300万円ありますが、これはハローワークがない自治体に設置されるということで国の補助金だと思いますが、今上天草市内で求職活動中の方は天草市のほうに職を探しに行ったりしておられると思うんですが、今後それが、すべてこの上天草市でできるということになるんでしょうか。設置場所及び常時そこにだれかいらっしゃるのか、その辺のことを詳しくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） ハローワーク設置に係るものということで、委託料と工事請負費、備品購入費合計の344万6,000円ということございますけれども、ふるさとハローワークにつきましては国と市が連携しまして、それぞれの施策を行うものでありますけれども、市はふるさとハローワーク設置に係る場所と事務備品等を準備するほか、運営に必要な光熱費や事務用品等を負担する。国はふるさとハローワークシステム運用に係るパソコンシステムの費用や、職業相談員に2名の職員を配置して、その人件費を負担することとなっております。

場所につきましては、大矢野庁舎の1階の窓口センターの横に倉庫ございますので、そこを改築いたしまして事務所のスペースとするもので、面積は32平米程度を予定しております。

それと予算の計上につきましては、委託料は先ほども申し上げましたけれども、倉庫を事務所スペースとするために必要な工事に係る設計管理業務の費用として25万2,000円、それと工事費は既存施設の撤去や内装、電気、空調機器設置等の工事实施に係る費用で276万円ございます。備品購入費はハローワークシステムの端末等の設置卓5台と、書類保管用のキャビネット4個の費用となっております。43万4,000円で合計の344万6,000円ということございます。

求職活動中の方は、現在は天草市のハローワークのほうに行っておられたりとか、大体松島、姫戸、龍ヶ岳は天草市のほうに行っておられます。しかし、大矢野は天草市のほうには行かれずに、宇城市の松橋のほうに行かれる方が多いということございますので、松橋に行かれたり、

天草市に行かれたりする手続が上天草市に設置しますハローワークの中でできるということになります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） これは相談員が2名おられるということですが、この相談員というのはハローワークのほうから配置されるのでしょうか。それと今言われた仕事の内容ですが、今職を探している人たちが遠くまで行かなくても、上天草市の大矢野庁舎に来ていただければ、すべてのことがわかります、相談にも乗れます、職も探すことができますよということで理解していいですね。

それともう一つ、住民の皆さんに対して、ここにふるさとハローワークが設置されますよということは、どういう形で広報をされるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） ハローワークの開設につきましては、来年の3月1日に予定をしております。相談員につきましては、国が配置しますので私たちがどの方というわけにはいきません。開所時間としましては土曜、日曜、祝日を除く8時30分から17時までということになります。

業務の内容は、求職者に対する職業相談、求職受理及び紹介。二つ目に、求人者に対する求人の受理とそれに関する相談。三つ目に、ハローワークシステム等の活用による求人情報等の労働市場の状況に関する必要な情報の提供。四つ目に、ハローワークが行う職業紹介などの職業安定行政全般にわたる制度、業務等について通知及び関係機関との連携調整、そのために必要な業務ということになっております。

天草市にありますハローワーク、松橋にありますハローワークと全く内容は同じでございます。

PRにつきましては、上天草市の広報紙、それと防災無線とか、上天草市のホームページ等で皆さん方にお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 相談員は国が配置するということですが、ハローワークなどの専門の方が来られるということを期待して次に移ります。

次に同じページですが、観光費で新たな観光事業開発及び観光情報提供サービス事業委託料、これも県の補助金だと思いますが、これの説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 本事業につきましては、熊本県のふるさと雇用再生特別基金事業といたしまして、本市における観光入り込み客数の増加を図るために観光情報発信体制の強化等に取り組むものでございます。あまくさ四郎観光協会に委託して取り組んでいるものでございますけれども、今回の補正予算はこの業務内容を拡充するためのものでございます。

主な経費といたしまして、上天草市の宿泊施設をわかりやすく紹介するパンフレットの作成費用、5万部で69万6,000円、湯島観光マップ作成費といたしまして1万部で23万6,000円、観光キャンペーン等の広報メッセージ等を記入して配布する記念品でございますけれども、その作成ということで天草四郎をデザインした金太郎あめ3万個、40万7,000円と天草四郎物語の冊子制作費3万冊、49万9,000円、観光ガイドのコースブック冊子増刷及びチラシの作成、冊子が5,000部、チラシが1万部の42万円でございます。それとA列車で行こうのクーポンの増刷、1,000部で10万5,000円等の経費となっております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 観光に力を入れておられますので、今いろいろ経費を挙げていただきましたが、例えばパンフの作成なども挙がっておりますが、上天草市の観光をPRするパンフレットというのは何種類ぐらいできているんでしょうか。私が見るとあふれていると思うんですね。もう少し統一されたものを。次から次へとつくられていくので同じような内容のパンフレットとかが結構あると、その辺をもう少しまとめる必要もあるかなと思いますので、お金がかかることですから、パンフをつくる上でも無駄のないような作り方をしていただきたいと思います。

それとパンフ及びチラシもつくられるようではございますけれども、各施設、宿泊所とか観光施設に置くだけではなくて、いろいろな活用をされなければならないと思うんですが、パンフとかチラシの活用はどんなふうに行われているのか、その辺をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） パンフレットとかいろいろな冊子の面ですけれども、今の状況としては各ホテルとかいろいろな民宿、レストランにも置いてあります。現状としては企業誘致課のほうでも一緒なんですけれども、今、関西会とか関東会とかいろいろな熊本県人会、旧町人会がございます。そちらのほうにも持っていきまして、いろいろな会合の中でPRをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私が言いたいのは、無駄にせず有効な使い方をしてほしいということです。それと先日、友人のお祝いである宿泊所に宿泊したんですが、福岡と熊本市内から友人が来たのでパンフレットを地元の支所と松島庁舎にもらいにいこうと思って行ったんですが、パンフレットではなく広報だったかな、支所には姫戸の観光パンフレットというのがなかったんですね。多分ないのはおかしいのではないかなと思ったんですが、それで各支所とかあらゆるところにそういうパンフレットも、身近に取りにいけるようなところに置いてほしいということと、これはこの間、観光課長さんにも言ったんですが、私が泊まったときに、上天草市に泊まれた方たちは次の日はどこに観光されるんでしょうかとお尋ねしたら、

上天草市には何もないですもんねということで紹介してもらえなかったんですよ。だから、その辺の徹底をしていくというか、地元の観光施設とかそういういろいろなところで働いている人、地元の住民が、まず自分たちの地域をPRできるようにいかないといけないので、お金をかけるのをパンフとかチラシだけではなくて、地元の方たちが自分たちの住んでいるところをPRできるような、そういう方法も考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 25ページの民生費で、先ほどから質疑がありますので重複するところは避けたいと思います。災害時要援護者地域支え合いづくり事業備品購入、1,100万円ほど予算計上されています。先ほどからの話の中で必要な備品を購入されて、上天草の4カ所、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳に備えられるわけですけれども、その答弁の中で備品の中に車いすとか発電機とか、その他必要品があると思うんですけれども、例えば、緊急時にそこに避難される場合には車いすの貸し出しとか、購入された分でそういう計画もあるのか。例えば、緊急時だったら恐らく距離が遠いから、地区に1カ所ずつですから、要援護者の中には歩いて来られない人とか、歩いても時間がかかる人がたくさんいらっしゃいますので、その場合、車いすの貸し出しなんかも、この中で検討されているのか。ただ倉庫に必要な備品を入れて貯蔵しておくのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） これはそういった災害弱者に対する対応ですので、当然日ごろ使うときにもいいと思います。ですから大いに使っていただいて、利用していただくというのは理想的なことだと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ぜひ備蓄しながら日ごろから使えるものは使いやすいような仕組みを研究してもらいたいと思います。

次は26ページの民生費です。地域移行支度経費支援事業給付金の240万6,000円の減額があります。これはどういう事業だったのか、なぜ減額に至ったのか、その辺の事業内容の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） この事業は障害者自立支援法によりまして、身体障がい者施設や知的障がい者施設に2年以上入所されている方を退所させて、地域で生活をさせながら自立を促進する事業でございます。その退所後に生活に必要な物品等の購入を補助するものでございまして、今回減額しました理由は、県内17施設から93名の退所予定者が示されました。これは本年の10月31日の締切日となっておりましたが、申請手続をされた方が11名でありました。そういうことで今回減額をしたところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今、国の施策の中で自立に向けて何か枠が県から示されてきていると思うんですけども、今年度は11名が、予定の人が自立にできなかったと、本市の中で自立に必要な人は大体どれぐらいいて、今後、来年に向けてどういう対策を考えておられるのか、その辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） この移行支援につきましては21年度から23年度まででございます。本年度が最終年度ということになりますので、こういったふうに93名の退所予定者があったということでございます。17施設に入院あるいは施設での訓練といったことのために入所されているということでございますので、今後、例えば施設あたりが、いわゆる受け入れ先の問題なんです。受け入れ先が自宅に引き取るというような、自宅から施設に通所されるようなことであればいいんですけども、中にはそういう施設がグループホームとかそういったものをつくりまして、そこから施設へ通所されると。今度の法律そのものは昼間の仕事と夜の生活の部分を分離させようというような考え方でありまして、そこで昼は作業所あたりに勤めて夜はこういったグループホームあるいは自宅のほうで普通の生活をしながら自立を促進するという事業でございますので、そういう状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） なかなか自立して自宅で過ごすのは大変厳しい状況ではないかと思っておりますので、ぜひできることは一人でもしっかり自立されて地域で生活できるように検討してもらいたいと思います。

次は民生費の生活保護扶助費です。7,300万円ほど多額の減額があります。昨年の決算によると、生活保護世帯はそんなに多くはなかったと思うんですけども、この金額が余りに大きいものだから、中身をわかりやすく教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 今回補正をお願いしておりますのは7,371万3,000円の減額でございます。現在、生活保護世帯数につきましては10月末現在で156世帯、210名となっております。今回減額補正をお願いしておりますのは、生活保護の被保護者が昨年より増加しております。生活に係る扶助費は増加しておりますけれども、医療に関する扶助費が当初見込んでいた金額よりも減額となったためのものでございます。

その理由としては3点が挙げられます。まず第1点目に、昨年の10月から今年の5月までに死亡された方あるいは長期入院された方、さらに保護の廃止等によりまして人数で10名が減少したということがございます。2点目に、新規の保護開始の人が、例年ですと入院される人が多いわけで、増加傾向にありましたけれども、この1年間新規の入院も外来もふえなかったということがございます。3点目に、人工透析の治療をされている方が他法優先の取り組みということで、更生医療の対応によりまして、市が予定していた医療費に対して増加を抑えることができたということで、3点の理由でこういった金額が減ったということがございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） というと、昨年の決算から見ると、昨年が3億4,600万円ほど扶助費が決算で出てきています。今年度は7,600万円減額されると2億8,200万円相当額の生活扶助費減額となってきて、これを負担率がよいといえいいんでしょうけれども、今後日本じゅうどの自治体も生活保護世帯が相当ふえつつあると報道されていますが、上天草市は生活保護世帯がちょっとふえているという感じで把握していいんですか。例えば、仕事に疲れて生活保護を打ち切られるのか、それとも先ほど10名ほど死亡されて高額医療が減額されて7,000万円ほど減額になっているんですけれども、ほとんど医療費の減額という形でとらえてよろしいんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） これはそれぞれ実績が出ております。昨年度の9月現在ですと世帯数で141世帯と、186人だったと。ことしの9月現在では152世帯ということで200人と。ただ生活保護されている方はずっと生活保護かということではなくて、状況により仕事が見つかりますと廃止になりますし、いろいろなケースがあります。

ですから、簡単に言いますと、20年度と比較しますと20年度は92世帯でありました。現在は152世帯ということで20年度と比較しますと、かなりふえてきている状況でございます。特に今回7,200万円という金額を減額しましたのは、生活保護に関する扶助につきましては、ふえている関係で増加しておりますけれども、今回はたまたま医療費が減ったということでございます。医療費の分を減額したいということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） わかりました。次に41ページの教育費の龍ヶ岳中学校障がい児対策とその工事監理委託料120万円ほど計上されていますけれども、どういうものか、先ほどスロープみたいな感じに言われたんですけれども、中身をもう少し教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 龍ヶ岳中学校におきましては9月の補正でお願いしました1階部分のほとんどの床の張りかえ、校舎間通路の段差解消、2階、3階のトイレ改修工事等を補正で23年度追加でお願いしたわけですが、この工事が主な原因として監理委託費が不足したものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、9月補正で出していた分がお金が足りなくなったという、例えば、そのとき工事に入れていなかったとか、そういう感じがするんです。床張りだけだったのか、階段段差解消まで入ってなかったと理解してよろしいんですか。

それとあと1点、障がい児がどういう人がいらっしゃるかはちょっと把握していないんですけれども、中学生だったら教室が学年を上がるごとに2階、3階になると思うんですが、その辺の対策はなされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 今回の段差解消は1階部分で、校舎間の通路に車が通るようになっていた関係ででこぼこしておりました。給食関係の車ですかね。あそこのほうが給食の搬入等も今度給食室が新たにできて変わってきますので、あそこをすべてバリアフリー化するということです。

そのほかの工事としましては、先ほど申しました2階と3階のトイレ改修、1階が文教厚生委員会の方にも見ていただきましたが、床がほとんど根太部分といえますか、下から腐食が始まってでこぼこしているということで、急遽大規模改修事業の中でやらざるを得ないということで補正をお願いした分です。それに伴う分の委託費が不足したために今回お願いしたわけでございます。

○10番（島田 光久君） 終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） お願いします。まず初めに36ページのふるさとハローワーク設置工事についてお尋ねしておりましたが、先ほど宮下議員のほうからも質問されて重複する点は省きます。何点かは先ほどの答弁でわかりましたのでいいのですが、今回ハローワークの窓口を設置するということは、国においても今、失業者が多いという点も踏まえ当市においても行うのではないかと思うんです。

現在の上天草市の求職者、失業者がどのくらいいるか、正確な数字はわからないと思うんですが、どれくらいの方が今職を失って今求職されているのかという部分と、今回ハローワークの窓口を設置しますが、例えばハローワークの窓口を設置し、熊本市などのハローワークのほうでは、いろいろな手続等の雇用等の部分で指導をされたりしますが、そういう機能もあるのか。

今、厚生労働省のほうがジョブカフェですか、若い人たちの職業訓練機能を備えた短期間雇用をして、その間に訓練をさせて就職につながるような、そういうのを予算化してハローワーク等に予算を回して、ハローワークからまた地元の訓練をされるところで訓練をしてもらったりしている事業がありますが、そういうのも可能になるのか、2点をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 現在の上天草市の失業者数でございますけれども、熊本労働局の雇用失業情勢指数の資料によって申し上げますが、天草管内における有効求職者数は平成23年10月の時点では2,226人となっております。上天草市の単独の有効求職者数は公表されておられません。しかし、この有効求職者としましては公共職業安定所の求職者のうちの求職申し込みの有効期間が存続しておりまして、求職申し込みの取り消しをせずに就職のものも入っておりますので、そこについては非常に確実な数字としてはわかりませんが、いろいろ私たちが企業を回ってみますと、結構上天草市の方は再就職をされているという感じを受けます。

それと今の窓口のほうを設置して今後いろいろな事業につなげていくのかということでござい

ますけれども、求職者に対する求人の受理やこれに関する相談、求職者に対する職業相談、求職受理及び紹介、求人情報の提供等の労働市場状況に関する情報提供などが行われることになりま
す。本市における求人、求職活動の利便性が格段に向上もしてきますし、特に失業者数の減少等
が期待されておりますので、設置の目的としましては、本市における求職者及び求人者に対する
職業相談とか職業紹介のサービスとか、そのほかの必要な情報提供を行いながら地域における雇
用対策の充実を図るとというのが目的でございますので、議員さんの言われる熊本等でもされるい
ろいろな手続等も、ここでもできるような職員も国から設置していただきますし、いろいろな面
で対応できるような状況になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 大体わかりましたが、やはり設置することによって市民の方たちが
仕事の再就職をされる手助けができる部分と、ハローワークというのは国の機関になるのでは
ないかと思うんですが、それを含めてそういう機関が上天草市に窓口等であるということであ
るいろいろな事業費も来ると思うんですよ。そういうのをいろいろと活用していただきたいと思
います、どうせ来るのであればですね。特に今、その部分にはすごく力を入れているかと思う
ので、その辺はよろしく願います。

それともう1点が、会社に対して、例えば今県が出しているのが、1年間雇用してさらに1年
間雇用する場合に、二人以上そうした場合には一人に対して50万円ぐらいやるようなそういう助
成金もありますが、なかなか手続が難しいというのが現状なんです。ハローワーク等で指導をし
てやるというようなことを聞いておりますが、例えば、こういうのを設置した場合、こういう情
報も発信して、また助成の指導もしてもらえらば、もっともっと雇用につながると思うので、
外部のお金を活用してのやり方というのも考えていただければと思います。何かその点につい
ては――。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員が言われましたとおり、いろいろな外部からの補助等も
含めて考えますけれども、ハローワークの設置後の補助というのは現在のところありません。
しかし言われましたとおり、いろいろな面でそういう補助等があるようであれば、私たちもそ
ちらを必死に探して、その活用ができればと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 最後になりますので、天草市のハローワーク、松橋のハローワーク
等は行列ができるぐらいよく人がおりますが、上天草市においては、そんな行列ができるまで
はならないと思います。職員が二人、国から派遣されるということですが、時間があるときは
職員がそういうことにアンテナを張って、例えばそういうサービスもできるような環境整備
というか、サービスの向上に努めていただければと思いますのでよろしく願います。

続きまして、36ページの新たな観光事業開発及び観光情報提供サービス事業委託料についても、先ほど質問がありましたが、これはふるさと雇用再生特別事業からの事業で、それを観光協会へ委託費として払って、先ほどのパンフレットのようなことに使われるという説明でありましたが、この事業に対して、だれか特別に専門にその担当として職員がつくのではないかと思うんです。その点と、現在の観光協会の職員数、こういう事業をする場合に何人ぐらいの職員の方がいて、どういうことをされているのかと、現在の観光協会の加盟店舗というか加盟者がどのくらいいるか、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 順番にいきます。設立から現在までの観光協会の加盟数は平成22年度で173件。これは宿泊施設が42件でその他が131件ございます。平成23年度で162件、宿泊施設数が39件のその他が123件。平成23年の12月の1日現在で161件でございます。これは宿泊施設が41件とその他の120件で、平成22年からみますと12件の減という形になっております。

観光協会の現在の職員数は平成23年12月1日現在で事務局長が1名、ふるさと雇用の再生特別基金事業で雇用している専任職員が3名、緊急雇用の創出事業で雇用している臨時職員が4名で計8名でございます。先ほど言われましたこの事業についてでございますけれども、新たな観光事業の開発のための企画調整とか、ITの活用による観光情報発信体制の強化、中国に対しての情報発信体制の強化ということで、3点で3名の雇用ということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） では新たにまた3名を雇用するという事でよろしいのでしょうか、今の説明――。中国語とITについては、これまでも行っていた事業だと思うんですよ。この事業というのが例えば今まで行っていた事業であって、これは何期かに分けて県から委託料が来るのでこういう予算の組み方になったのか、それともあらたにこの予算を県からもらってきてするのかという部分がちょっとわかりづらいので、また3名雇っているいろいろな事業を展開するのかという点。

もう1点が、言葉の中に新たな観光開発及び観光情報提供のサービスという題名になっておりますので、我々からすれば何か新しい展開をするのではないかと、先ほど説明されたパンフレットをつくるのか、いろいろ新しいパンフレットをつくるというのはわかるんですが、もう少し本当の意味で新たな観光をするのか。私が一番思ったのが、四郎君のぬいぐるみをつくって先日係長にまで就任されて、四郎君をつくって新たに外に飛び出す何か展開を考えたのを、事業費を持ってきてするのかと私なりにはそういうふうに考えて、よそのいい部分を取り入れてするのかなと思ったんですが、どうもちょっと違うようなので、その部分も含めて、どういう新たな展開を考えていらっしゃるのかをお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** 新たな観光事業についてですけれども、観光の開発計画でございますが、観光に対するニーズの多様化及び高度化、ニューツーリズムと称される新しい形態の台頭など、観光をめぐる諸情勢の変化を的確に読みながら、上天草市の地域資源を生かした定着型の体験型旅行商品等の造成などを行いまして、旅行者の記憶に残りリピーターが確保できるような取り組みを進めていきたいというようなところでございます。

以上でございます。

○**12番（田中 万里君）** 四郎君は使わないんですか。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** 四郎君も特命係長としましたので、いろいろな特命がございます。いろいろなところに出て行って上天草市のアピールをしていただきたいと思いますので、この前の熊日にも載せていただきましたけれども、いろいろな面で今後活躍をしていただくということで――。

新たに3名ということでございますけれども、これについては先ほども申しましたが、新たな観光事業の開発のための企画調整とITの活用による観光情報体制の強化、中国語に対しての情報発信体制の強化ということで3名の雇用ということになっております。

○**12番（田中 万里君）** 3名雇用するんですね。

○**議長（堀江 隆臣君）** 田中万里君。

○**12番（田中 万里君）** 3名雇用するということではありますが259万8,000円で、これは――。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** この3名というのは、この観光協会の中の8名の中の3名でやるということでございますので、この事業について別に3名を雇用するということではありません。8名の中の3名がこの三つの内容に当たりますということでございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 田中万里君。

○**12番（田中 万里君）** 最後となりますので、先ほど答弁の中で新しいニーズに合った観光の開発をするということでございますが、観光協会を設立してこれまで何年間、例えばそういう調査とかはずっとやってこられたと思うんですよ。でもいまだに新しいのが何も生まれなくて、今からまた考えます、それをまた観光協会の中で考えますというようなことでございますが、私が心配するのは、果たしてそれができるのでしょうかという部分です。本当に新しい観光をするのであれば、もう少しいろいろな分野というか、市外からもそういうのにたけている人たちがオブザーバー等と呼んでするなり、今多分、崇城大学等と提携を結んで観光について調査をされていると思うんですよ。そういう部分も参考にしてやるとか考えないと、なかなか厳しい部分が出てくると思いますので、その辺はどういうふうに考えているかお願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** あまくさ四郎観光協会の今後についてでございますけれども、観光協会の役員等で十分検討される場所でもございますけれども、市の補助金等を交付する観

点から、できるだけ早く法人化を進めていただきまして、社会的な地位を確立していただきたい。その上で本市における観光振興を図る中心的な団体として、各種団体等と連携をして観光振興を進めながら、市以外の補助事業等の効果的な活用も進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） では、続きまして37ページの土木費についてお尋ねいたします。

草刈り委託料が243万円減額されて自動車等借上料へと組みかえてあります。これを見る限りでは、草刈りを減額して車を借りたということは、もう草刈りをする箇所がないということで減額されているのではないかと見受けられます。私がいろいろと活動する中でまだまだ市道に係るところで、草刈りをする部分はたくさんあるのではないかと思います。なのに今回減額した理由、それと同時に草刈りを減額して自動車を借りるというのが、例えば、草刈りをした草を運ぶための自動車を借りるのか、それならば当初予算において本来は組んでおかなければいけなかった部分ではないかと思うんです。とにかく今回の減額については、見る限りでは3月まで草刈りはしなくていいのかなと、冬場だから草が生えないので減額するのかなという感じに取られますので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 補正予算書の37ページ、道路維持費の委託料の減額について御説明いたします。草刈りの委託料は毎年1級市道の6路線を実施しております。今年度も6路線とも梅雨後に発注し、現場は終わっているところでございます。他の市道につきましては、現在緊急雇用職員8名、嘱託も含めておりますので、そちらの職員のほうにお願いしているところでございます。

大きな問題として減額の理由でございますけれども、現在発注をしております龍ヶ岳町の市道坊主島線の防災事業を現在実施しているところでございますが、その雑木が当初予算化をしてきたよりも幹が大きく、どうしても伐採、積み込み、それと今いろいろな産廃問題で処分等もしなくてはなりませんので、その運搬、積み込みの委託料でございます。

それと3月までまだ三、四カ月あるがという御質問でございますけれども、今の予算の範囲内で200万円ほど予算は残っております。また行政区からの要望等がありましたら、高木とも含めて対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） やる気は満々ということがわかって安心しました。今の答弁によりますと、緊急雇用で8名雇っているのですが、一般財源を使わなくてもそちらの人たちに刈ってもらおうということで、こういうふうになったということがわかりました。

それとつけ加えて申し上げますと、通学路等の市道で草が伸びて、子どもたちが通学している

のに車がこっちから来ていても見えにくいとか、そういうところがたくさんあるというようなことを市民の方から聞いておりますので、やはりその辺も調査してから、そういう緊急雇用対策で雇っている人たちに来てもらうような計画を立てていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 3点ほどお伺いいたします。まず最初に33ページの農林水産費の中の農地費、負担金補助及び交付金の中で133万円減額になっておりますが、その中で向上活動支援交付金105万円減額になっております。その減額になった理由の説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 向上活動支援交付金の105万円の減額理由でございますけれども、今年度から開始されました国庫補助事業の農地・水・環境保全支払交付金、これが向上活動支援でございます。農地・水・環境保全向上対策事業共同活動支援と、中山間地域、直接支払交付金の事業の活動を行っております。活動組織の対象に交付される事業でございます、本年度は事業対象が26組織ありました。そのうちの18組織の申請がありまして確定をいたしましたので、余剰分を減額いたしまして補正をさせていただきました。予算額が553万5,000円の26組織分でしたけれども、確定額が18組織分で448万5,000円ということで、差し引きますと105万円の減額という形になりました。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） この事業は来年度も続けていかれるのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この事業につきましては、平成23年から平成27年までのところの事業として今はされますけれども、今までの中山間事業を見ますと、もう3期目の更新になりますので、23年から27年ということになるかと思っておりますけれども、今後もまた、27年後はちょっとわかりませんが、また継続できていくのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） わかりました。次に43ページ、これも災害復旧費の中で工事請負費ですが、この場所、それと工事の内容等を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 災害復旧費の工事請負費の194万5,000円でございますけれども、8月の梅雨前線の豪雨等によりまして、道路及び水路の護岸等が崩壊しているということから農作業に支障を来すということで早急な工事が必要であるという要望がありました。復旧工事につきましては国庫補助金による復旧が望ましいのでございますけれども、検討した結果、今回の工事希望が採択要件に満たしておりません。それで市単独事業として災害復旧工事

を実施するものでございます。

工事件数については、道路復旧1地区、水路復旧が5地区の合計6地区にわたりまして工事を行いまして合計が194万5,000円となります。これは農道が3カ所で1工事、水路が5カ所で5工事で、合計の6工事になります。

場所といたしましては、大矢野町の登立本郷地区、これが水路が3カ所で1工事、それと松島町の教良木の野々川が1号、2号、3号に分かれまして、水路でございまして1号が水路5メートル、2号が水路12メートル、3号が水路5メートルの3カ所。それと龍ヶ岳町の大道の大作山地区が、水路が1工区が2メートル、水路の2工区で1メートルと農道が1件ございます。これは維和の千束地区の里道の延長40メートル、これは幅が1.3メートルから1.8メートルということでやりまして、合計194万5,000円となります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 今の説明の中で野々川の水路、3カ所やったんですが、その老岳につながる道路のほうはどうなったんでしょうか。これは建設部長ですか、そこをちょっと、余分になりますけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 私たちの場合は農業関係に関するところの今の3地区、1号、2号、3号しか私たちのところとしては予算に計上しておりません。道路関係のほうとしては予算は計上していないという状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） わかりました。建設部長に後で聞きます。次に44ページのこれも災害復旧費ですが、工事費の工事請負の中で下貫産床線災害復旧工事、これは今回170万円減額になっておりますが、これはもう工事が済んでいるのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 補正予算書の44ページ、災害復旧工事の中の工事請負費、龍ヶ岳町の下貫産床線、災害復旧170万円の減額でございますが、これは9月議会において400万円計上し、皆さんの採択をもちまして提案してありましたところ、災害査定といたしまして財務局、国交省2名の査定官がお見えになり、我々は少しでも多くの申請をするわけです。査定するときやりとりをやるわけなんですね。どうしても立会官または査定官がこういうところは復旧工法には当たらないという御指摘がありますもので、その分の減額が170万円相当生じたわけでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） これは余分に見積もっていたというわけですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） はい、災害査定の場合は、延長でいきますと50メートルでできるのを60メートルという形で、私たちはどうしても余分に申請をしているところがございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 今部長の説明でよくわかったんですが、これは道路の災害復旧だと思いますが、主に舗装関係ですか、舗装の事業だったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 主な工事は舗装、あとは維持工事の関連工事でございます。以上です。

○19番（田中 勝毅君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） 次に13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 35ページの農林水産業費19節の水産振興対策事業補助金の16万円の減額理由についてお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 水産振興対策事業補助金を16万円減額した理由でございますけれども、水産振興対策事業補助金に含まれる事業には稚魚等の放流事業とタコつぼの投入事業、築いその設置事業、四季の魚の流通支援事業があります。今回の減額には2事業の案件が含まれております。

まず、上天草市内の3漁業協同組合が実施されている稚魚等の放流事業の中で、マダイの放流事業において放流数が34万7,000尾から32万尾に縮小したことになります。事業費が44万7,000円の減額になりました。

2点目に、くまもと水産業の元気づくり事業でありますけれども、事業目的は食の安全安心に対する関心が高まるなど多様化する消費者のニーズに対応しながら、低迷する魚価の向上を図り、漁業経営の安定化に資するため販売事業の強化を行い、漁協の経営基盤強化を図るというものでございます。熊本県と天草市、上天草市、苓北町が共同で取り組んでいる事業でございます。上天草市の負担金の確定に伴いまして28万7,000円の増額となりました。2事業の差し引きで予算のとおり16万円の減額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） マダイの放流が34万尾から32万尾となったことが減額の理由ということですが、放流の数が減ったということは、このマダイの放流についてはどこからかもういいのではないかとか、そういう声が上がったわけですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） いいえ、そういうことではなく、結局稚魚の数がそろわなかったということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） わかりました。企業誘致から地場産業振興に力を入れるということですので、なるべく漁業振興、水産振興にも力を入れてほしいと思います。

それから、災害復旧費の減額については田中議員からの質問で建設部長の答弁でわかりました。ただ、私が現場を見たときにアスファルトの盛り上がりは何でああいうふうになったのかなと、モグラがずっと何匹もはってアスファルトを盛り上げたみたいになっているんですけども、あれはというふうに――、わかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えいたします。わだちみたいになっているということだと思いますけれども、あれはのり面からの湧水が道路の舗装の下を通っているわけなんです。今回90万円の補助でございますけれども、単独事業で140万円計上しておりますので合併施工で実施して計の230万円ぐらいの工事費になると思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） わかりました。あの付近の下貫地区というのは、ほとんどが東風留の人たちの畑とか山がほとんどなので、つけ加えていたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は各所管常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第89号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第89号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第2号を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） この予算は多分、22年度におきまして特定健診を受けるであろうと、それに対しての負担金を補助した予算だったと思います。しかしながら22年度にその対象者が特定健診を受けられなかったため、余ってきたお金だと想像します。それにつきまして実際予定として何人、これは多分当初予算で言われたと思いますけれども再度お聞きしますが、何人予定していて、実際受けた人数は幾つかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 今回、国庫、県費に対する返還金としまして合わせまして617

万4,000円をお願いしているところがございますけれども、平成22年度の特定健診及び特定保健指導についての実績に基づく返還金でございます。

まず、返還する理由といたしまして、特定健診は国が定める基準というのは平成24年度の目標値が65%となっておりますので、本市においては平成22年度の目標数値を35%に設定いたしました。その対象者を3,104人と設定いたしました。また特定保健指導の対象者を548人と設定いたしまして、補助金の交付申請を行ったところがございます。結果的に実績といたしまして特定健診の受診者数が1,718人で1,386人の減、特定保健指導が246人でありまして302人の減でありました。そういうところで受診率が22.9%という結果になったところがございます。このための減少した人数の返還金ということになります。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 今の中で負担をする分が548人と、その負担を予定していた中で今言われたところで、総数でいいので、人数は言われましたかね、済みません、私がちょっと聞いていなかったところ――。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 対象者を3,652名としておりました。そして実績が1,964名でしたので1,688人の減ということになります。

○7番（高橋 健君） 対象者に補助を出す予定にしていたのが1,600人分減っていたということですね。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） そうです。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） これにつきましては、詳しいところはまた一般質問でやりたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 1点だけお尋ねですが、年代別でどの辺が一番受診は上がっていないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） この特定健診は40歳から64歳までの対象者でありますので、地区別は調べてきたわけですが、年代別は今度資料を出したいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第90号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、議案第90号、平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 61ページの地域支援事業の2事業の減額についてお尋ねしたいと思います。まず、この減額の理由を説明してもらえますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） まず、家族介護慰労金支給事業でございますけれども、これは50万円の減額をいたしております。この事業は在宅介護をされている家族に対する支援金でございます。要介護4、5の方を自宅で介護している家族に対しまして、年額5万円を支給するものでございます。要件としましては、前年度において1年のうち180日以上自宅で介護した方が対象者となります。当初60人を予定して5万円の60人ということで300万円予算を計上しておりましたけれども、結果的に49名の方が申請されたということになりまして、その分を減額したということになります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、先ほどの生活保護世帯の医療費が下がったというくだけりがあったのですが、これも例えば仕事か何かで減ったのか、それとも施設に入所されたのか、その辺はわかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） この事業は前年度の実績で出すものですから、180日以上という決まりがあります。これにつきましては、おっしゃるように施設に入所された方もおりますし、あるいは病院に入院された方もおりますので、そういった方たちが対象となって予定した人数よりも少し減ったのかなと思っておりますのでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） わかりました。あとは一般質問で質問しますので、これで終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第91号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、議案第91号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第92号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算
(第2号)

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、議案第92号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号を議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第93号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第12、議案第93号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

本件について質疑の通告はあっておりませんが、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第94号 字の区域の変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第13、議案第94号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本件について質疑の通告はあっておりませんが、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第95号 天草広域連合規約の一部変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第14、議案第95号、天草広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第15、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会で受理した請願・陳情書等はお手元に配布の一覧表のとおりでございます。先日議会運営委員会で検討しました結果、所管の各常任委員会に付託いたします。結果はお手元に配付のとおりでございます。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あす六日は休会し、次の本会議は七日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時39分